

保護者の皆様

東京都立東大和高等学校長
加藤 武
(公印省略)

令和 7 年度奨学のための給付金（家計急変）の申請について

このことについて、下記のとおり申請を受け付けますので、該当する方はご提出をお願いいたします。

記

1 受給要件

- (1) 高等学校等就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の受給資格を有する高校生がいること。
- (2) 家計急変による経済的理由から、保護者全員の都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税（0 円）の世帯に相当すると認められる世帯であること。
(注)災害等に起因しない収入の激減（定年退職など）は家計急変の対象外です。
- (3) 保護者が東京都内に住所を有していること。

2 申請・提出書類

- (1) **オンライン申請システムで「奨学のための給付金（家計急変）」の申請**をしてください（※）
※ まだ申請システムに登録がない方には利用開始通知書をお渡しします。
- (2) 支払金口座振替依頼書（別添）
- (3) 通帳の写し
- (4) 家計急変の発生事由を証明する書類（離職票、雇用保険受給資格者証等）（※）
※ やむを得ず証明書が提出できない場合は、「家計急変申告書」を提出。
- (5) 家計急変前の収入を証明する書類（保護者全員の令和 7 年度住民税課税証明書等）
- (6) 家計急変後の収入を証明する書類（直近 3 か月分の給与明細等）
- (7) 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類（※）
※ 扶養親族の記載された住民課税証明書等または扶養誓約書（別添）
- (8) 住民票の写し、または住民票記載事項証明書（別添）

3 提出期限

- (1) 令和 7 年 7 月 1 日までに家計が急変した世帯
令和 7 年 9 月 30 日（火）
- (2) 令和 7 年 7 月 2 日以降に家計が急変した世帯
令和 8 年 1 月 30 日（金）

（裏面あり）

4 提出先

東京都立東大和高等学校経営企画室

5 その他

通常申請で申請済の方（又は認定見込の方）は、家計急変の申請はできません。

【担当】

東京都立東大和高等学校

経営企画室 関口

電話 042-563-1741（8:45～16:55）